



第 18 回理事会議事録

平成 28 年 2 月 23 日

公益財団法人 中国残留孤児援護基金

公益財団法人 中国残留孤児援護基金

第18回理事会議事録

1. 招集年月日 平成27年10月27日(火)
2. 開催場所 「田中田村町ビル5階5D室」
東京都港区新橋2-12-15
3. 開催日時 平成28年2月23日(火) 午後3時
4. 理事現在数 4名
5. 出席理事数 4名
(出席者) 炭谷 茂、小林 悦夫、鎌田 ケイ子、鶴 精三
(監事出席) 金田 充男、高橋 忠夫

6. 概要

事務局から理事現在数4名中、出席者は4名であり、定足数である理事現在数の過半数以上に達した旨報告。

次に、炭谷代表理事(以下「理事長」という。)が開会の挨拶を行い、定款第37条に基づき理事長である炭谷氏が議長となり、議案の審議に入った。

議事録署名人は、定款第45条に基づき、炭谷理事長、金田監事、高橋監事とする。

7. 議案等

(1) 第1号議案

「平成28年度事業計画書及び予算書」の件

(2) 第2号議案

「組織規程改正」の件

(3) 第3号議案

「会計規程改正」の件

(4) 第4号議案

「定年を迎える常勤役員の在任期間延長」の件

(5) 第5号議案

「顧問の選任」の件

(4) 報告事項等

①「職務執行状況報告(理事長)」の件

②「職務執行状況報告(常務理事)」の件

◎ 第1号議案 「平成28年度事業計画書及び予算書」の件
議案書に従い事務局から以下のとおり説明した。

(1) この事業計画書及び予算書は、公益財団法人移行後の第6事業年度の事業計画書及び予算書であり、事業期間は、平成28年4月1日から平成29年3月31日迄となること。

(2) 平成28年度の基本方針として2つのことを掲げた。

① 事業の転換を進める。中国残留邦人援護を巡る状況変化に応じて援護基金の事業の在り方を変えていこうと、一昨年度から3年間を目途に「転換」（従来事業の見直しと新規事業の立ち上げ）を進めてきたが、平成28年度はその第3年度となり仕上げの年となる。

3ヵ年方針によれば、

平成28年度の終わりには、養父母扶養費送金事業、お見舞訪中援助事業、国籍取得支援事業、生活相談事業については、実質的にほぼ終了の状態になるだろう。今後必要となる事業へ重点をシフトしていく。

団体助成事業については、国から自治体を通じて行われている活動助成の仕組みをできるだけ活用していただく。また、実態としてあまり活発に行われていない活動については、これ以上助成を続けられないため、助成の規模を大幅縮小していく。

訪中座談会事業、就学援助事業、中国帰国者支援・交流センターの運営事業、就職援助事業については、その事業内容や方法等を見直し、現在のニーズに合ったものに変えていく。

資格取得援助事業、普及啓発事業、介護事業については、事業拡大をするなど、積極的に展開する方針で行う。

それ以外の事業については、基本的に従来どおり進めて行く。

というものだった。

事業の中には既に目標の形に至っているものもあれば、その後の状況変化により方針自体を修正すべきものもあるが、最終年度としての調整と平成29年度以降の方針作りとを関連させながら、この一年間、援護基金の事業転換を進めたい。

② 財政均衡に努める。当然のことであるが、平成28年度はいつも以上に意識して行う。

平成27年度末をもって、援護基金の最大の事業であった所沢の中国帰国者定着促進センター運営事業（国の委託事業）が廃止となる。同事業の一部は中国帰国者支援・交流センター運営事業に統合されるが、援護基金の実施事業の規模は大幅縮小になる。

国からの委託事業は、余った委託費を国に返還するので、これにより

援護基金の収支面で直接大きな影響を受けることはないが、間接的には資金繰りの面で余裕がなくなるなど様々なマイナスが出る。老後支援のニーズが強まる中、その財源が確保できていないとの問題も抱えている。懸案であった指定寄付金の老後支援事業への用途拡大について、財務省と足かけ2年協議してきたが昨年末に「認められない。」との見解が出されたことが要因であるが、これについては後ほど詳細を報告することとし、このように財政面から見ると、ニーズに合わせてどんどん事業を推進するわけにはいかず、必要なブレーキをかけてバランスをとる必要がある。

財政均衡に十分気をつけて運営するが、さらに何らかの不測の事態により赤字に陥ることも考えておく必要があるため、事業安定化準備資産1（公益目的事業会計「共通」）で最大1千5百万円の取り崩しの承認を求める。

(3) 次に「平成28年度事業計画書」に基づき主な事業の計画を説明した。

「訪中座談会」は、対象者が少なくなり毎年の実施では効率が悪いいため、今年度は実施しない予定。「中国政府関係者訪日招聘」は、これまでお世話になった遼寧省を候補として考えている。「就学資金援助」については、貸与予定者を8名とし、平成27年度と比較して大幅削減とした。「教材費援助」は前年度並みに実施する。「介護資格取得支援」は、前年度同様にブロック別定数制により行う。「団体助成」については、平成26年度の募集時に、平成28年度までに団体助成を段階的に見直し・整理することを各団体に通知済みである。今年度は見直しの仕上げと平成29年度以降の団体助成方針作りを行う。

老後支援事業の「介護事業基盤整備援助」は、平成26年度、27年度にそれぞれ1件ずつ新規立ち上げ支援を行った。今年度も同様に取り組みたいが、指定寄付金運用益の用途拡大が実現していないため、無計画に拡大できない事情も抱えている。「要介護支援モデル事業」については、試行的な事業として「中国語による語りかけ支援」を実施してきたが、今年度中に今後の取組方針の結論を出したい。

「支援・交流センター運営」は、中国帰国者定着促進センターの閉所により、同センター事業（定着促進事業、通信教育事業、情報提供事業）が支援センターに統合される。新たな永住帰国者がした場合、都内のUR等を賃借して宿所とし、支援センターに通学させる予定である。平成28年度予算額は、前年度定着センター及び支援センター予算合計額の約6割となり、相当厳しくなる。

「さいたま市日本語教室」は、昨年2月に急遽さいたま市の委託依頼を受けて、平成27年度から法人会計で施行的に実施したが、今年度からは

公益目的事業の一つとして実施する。

- (4) 平成 28 年度予算書については、国の予算が明確にならない中、統合後の支援センター職員の編成が難航、その影響で予算書作成等に時間を要したため、事前に送付ができなかったことをお詫びしたうえで説明を行った。

経常収益計は、284,061,950 であり、前年度比 133,483,546 の減少である。これは、受託費の大幅減のためで、平成 27 年度予算の約 68%となっている。また、現在、為替相場が非常に不安定で基本財産運用益は低く見積もることとなった。

収益減のため経常費用の切り詰めを行っており、人員整理により給料手当が大幅削減となっている。また、概ねどの事業も予算削減されているが、特に大きく削減され半分以下になった事業として、公 1 (2) ア「座談会（平成 28 年度休止）」、公 2 (5) 「団体助成イの相談（既定方針に基づく削減）」、公 2 (9) 「普及啓発・広報（大きなイベントなし）」、約 6 割減程度となった事業として公 2 (7) ウ「訪問介護事業所(立ち上げ要員人件費の削除等)」がある。

各理事等からの主な質疑・意見等は次のとおり。

質疑 1 (高橋監事)

中国帰国者定着促進センターが廃止となり、職員の人員整理が行われるが、それら職員の就労への取組についてはどうされているのか。

- (基 金) 平成 28 年度から定着促進センター機能の一部が中国帰国者支援・交流センターに統合されるが、定着促進センターが廃止となる平成 27 年度末で退職する両センター職員の中では、この機会に定年間近であるから親の面倒をみるため、転職を考えているため等の理由で退職する職員がいる一方、数名どうしても仕事が見つからない職員もいる。これら職員については、引き続き努力していただくが、失業手当が切れた後も仕事が見つからない場合は、非常勤職員としての雇用が可能か検討している。

これまで職員に対して、定着促進センターの業務は毎年厚労省の公募に応募して受託したものであり永続する業務ではないこと。また、特に平成 27 年度末に閉所することは早めに周知してきた。

質疑 2 (鎌田理事)

事業の大きな転換期だと感じた。残留邦人支援業務が従来の定着問題から介護問題へと大きく変わっている。専門性が高いが、挑戦してほしい。

寿星は一つのモデルではあるが、介護の需要はそれだけではないはず。どこの地域に、どういった介護を希望している帰国者が何人いるということは分かっているのか。また、ヘルパー養成や無料職業紹介事業はどのように結びつくのか。介護事業が必要とは分かっているものの、漠然と捉えていて、問題をはっきりとつかめていないのではないか。それぞれ連携して考えていくことが必要。

大阪堺市の特定の団地には帰国者が集中しているが、マネジャーのような人のもと、100人近い帰国者二、三世ヘルパーが、そこでの介護を事業化し、成功している。

厚労省から老後支援事業の委託を受けた際に、需要調査のようなものを行ったのではないか。

(基金) 感触としてだが、厚労省支援室は、介護の問題はあくまで国民一般の問題にとらえ、残留邦人の支援策としては踏み込みたくないと考えているのではないか、との印象を受けている。援護基金は、寿星立ち上げの前後にアンケート調査を実施してニーズを把握している。

(鎌田理事) 閉所する中国帰国者定着促進センターを高齡帰国者の施設として活用する、という案も無理と言われたと聞いている。

(基金) 高齡帰国者の介護問題対応事業は行いたい、それを裏付ける事業資金がない。介護事業への資金として指定寄付金の使途拡大について相談を行ったが、財務省が了解を出さない。

(鎌田理事) 赤字だから使途拡大させて欲しい、といっている訳ではないのに、財務省は認めないのか。

(基金) そのとおり。指定寄付金を集めた時には介護の問題がこのように重要になるとは誰も想像できなかったわけで時代が変わったのだが、それでも原則とおりに認められないということ。

(鶴理事) 東京都臨時職員の栗原さんが主催している縁聚会の新年会にこの前呼ばれて参加した。縁聚会としては、一、二世の介護がこれから大きな問題になると考えているようだった。新年会の様子は放映されるか分からないが、NHK BSの取材もあった。地域が高齡帰国者を円滑に受入れ、支えていくのか、機会を見て基金からも上手く宣伝してもらいたい。

(理事長) これから帰国者の介護は、大きな問題。それに対応する事業をどのように行うのか、資金面も含めて問題である。1月20日、堺市(関西大学も協力)に呼ばれ講演を行ったが、堺市は非常に熱心に取り組んで

いた。

また、ちょっと話は変わるが、2月2日に受刑者に対してヘルパーの講習を行い、資格取得を勧めた。過去既に資格を取得した元受刑者を受け入れる施設が中々見つからないことから、済生会で全て受け入れた。

在日（韓国・北朝鮮）の高齢者に対する施設は建設場所について紆余曲折あり、10年かかって結局江東区に建てられたが、資金は、韓国政府（一般の方にも寄付を募った）と通常の施設補助金である。やり方はいろいろあり、出来ないことはない。

（基 金）高齢帰国者の介護問題については、あきらめずに行っていきたい。
（高橋監事）（自分の関わっている）JICAの中国人ヘルパーの養成事業で5年間やって数十人養成したが、中国では日本の介護資格を持っていると地域の介護の仕事で指導的な立場になれるようだ。そのためか、資格をとってもみんな中国に帰るなど散らばってしまった。難しいこともあるが、粘り強く取り組んでいてもらいたい。

以上、第1号議案及び不測の事態の際の事業安定化準備資産の取り崩しの了承について議長が諮ったところ、事務局提案どおり全会一致で承認された。

◎ 第2号議案 「組織規程」改正の件

議案書に従い事務局から以下のとおり説明した。

平成28年3月31日付で、中国帰国者定着促進センターが閉所となり、その機能が平成28年4月1日から中国帰国者支援・交流センターに統合されることから、改正を行う。

中国帰国者定着促進センター関係の規定を削除したほか、第8条（支援センター企画課の事務）及び第9条（支援センター教務課の事務）に、中国帰国者支援・交流センターに新たに二つの課を設けて、所掌事務を規定したのが主な改正点である。

以上、第2号議案について議長が諮ったところ事務局提案どおり全会一致で承認された。

◎ 第3号議案 「会計規程」改正の件

議案書に従い事務局から以下のとおり説明した。

平成28年3月31日付で、中国帰国者定着促進センターが閉所となり、その機能が平成28年4月1日から中国帰国者支援・交流センターに統合されることから、改正を行う。

中国帰国者定着促進センター関係の規定を削除した。

以上、第3号議案について議長が諮ったところ事務局提案どおり全会一致で承認された。

◎ 第4号議案 「定年を迎える常勤役員の在任期間延長」の件

*ここで、当事者である小林事務局長（常務理事）は退席した。

議案書に従い理事長から以下のとおり説明した。

「評議員及び役員の報酬並びに費用に関する支給基準」第8条

「常勤役員の定年は65歳とする。ただし、特別な事情がある時には、理事会の同意を得て、70歳に達するまで在任することができる。」の規定に基づき、援護基金が多事多難の折で、後継体制が整わないことから小林常務理事の在任期間を延長したく、同意いただきたい。

常勤役員：小林 悦夫

延長期間：平成28年3月9日から平成29年6月の理事選任の評議員会開催日まで。

報酬月額：常勤役員俸給表10号 445,000円（現行のまま）

以上、第4号議案について議長が諮ったところ事務局提案どおり全会一致で承認された。

*承認後、当事者である小林事務局長（常務理事）は着席した。

◎ 第5号議案 「顧問選任」の件

議案書に従い事務局から以下のとおり説明した。

「定款」第36条第3項の規定に基づく理事会決議事項である当財団顧問の選任について、次のとおりとすること。

選 任：竹之下和雄

任 期：平成28年4月1日から平成29年3月31日

報酬月額：顧6号 200,000円

以上、第5号議案について議長が諮ったところ事務局提案どおり全会一致で承認された。

◎報告事項等

(1) 職務執行状況報告（炭谷理事長、第16回臨時理事会以降）

炭谷理事長から次の職務執行状況報告があった。

概ね毎月一、二回、常務理事（事務局長）、顧問等から報告を受け必要事項について決裁を行った。

主な職務執行については、次のとおり。

1. 理事会、評議員会の資料、議事録等の決裁と署名及び関係当局への届出に伴う諸々の決裁。
2. 団体助成委員会関係資料の決裁及び出席。
3. マイナンバー制度施行に伴う特定個人情報取扱規程及び各種規程類の改正。
4. 中国帰国者定着促進センター閉所に伴う、職員退職手当規程の改正、退職勧奨通知等の決裁
5. 今年度第3回集団一時帰国及び中国政府担当官来日の歓迎会出席。
6. 一時帰国者等の個人情報資料紛失事案に関わる職員及び管理者の処分（訓告）。
7. 訪問介護ステーション寿星の管理者（所長）の人事の決裁。

(2) 職務執行状況報告（小林常務理事）

1. 指定寄付金運用益の用途拡大について

援護基金の指定寄付金10億円基金の運用益の用途が、養父母の扶養費送金事業及び就学援助事業に限定されているが、この用途に老後支援事業を加えることを認めてほしいと、これまで厚労省を通じて財務省に要望してきた。

扶養費送金については、昨年度一件、今年度ゼロ、来年度の見込一件というように、新たな永住帰国孤児がほとんど出ない状況下であり、養父母も大変高齢化しており実質的にはこの事業はほぼ完了である。お見舞訪中援助事業も養父母が少なくなってきた以上、事業終了は時間の問題である。

就学援助事業についても、一世、二世共に大学等に進学する年代ではなく、主な対象は三世だが、その年代の三世の多くは日本語が母語となっており、帰

国後10年以内の者との条件に合う三世の数は限られ、この事業も実質的にはほぼ完了に近い状況で、「学習」つながりということで事業枠内と解釈可能な資格取得援助等がまだ続きそうかと思える程度である。

援護基金設立時に想定されていなかった、現在及び今後深刻化する介護問題等、老後支援事業に運用益の用途拡大をお願いし、求めに応じて資料提出を続けてきたが、昨年12月9日に厚労省を通じて、原則通り用途拡大には応じられないとの回答があった。

厚労省からは、財務省の回答を援護基金に伝えると答えただけで、この件は諦めるとか納得したとかとは答えていない、とのことだが、ただ単に同じ要求を繰り返すのでは受け付けられないだろうとのことである。

援護基金としてこの結果はとても納得できるものではない。公益財団法人としての使命を果たさず内部留保をするだけの法人、あるいは、すでに使命を果たして指定寄付金を国庫に返還すべき状態にある法人とみなされることにもなりかねない。

今後、腰を据えて、かつできるだけ早急に、援護基金としてこの問題についての対応策を練る必要があるかと考える。ひとつは、老後支援事業をどうしていくかの問題、もうひとつは指定寄付金の用途枠の中でどのようにして有効に事業を進めるかの問題、また一つは用途枠拡大の方策、ということになるかと思う。

2. 戦後70周年記念行事について

平成27年度は戦後70周年の年に当たり、この節目の年に、中国残留邦人のことを知り、思い起こしてもらうための記念行事である「中国帰国者戦後70周年記念公演会」を、「所沢中国帰国者交流会」及び「中国帰国者・日中友好の会」と共同主催の形で8月26日(水)に所沢市ミュージズで開催した。

公演会では、中国大使館公使、厚労省審議官、所沢市長からもご挨拶を頂戴し、プログラムも帰国者主体の劇、歌、踊り、演奏も見事ですばらしかったとの賛辞をたくさん頂き、日中の新聞、Webニュースにも報道された。

この公演会のビデオは関係者にDVDを配付し、またYouTubeにアップしたので、インターネット経由でだれでも視聴できる。

3. 一時帰国事業個人情報資料の紛失事案について

平成27年9月27日に今年度第2回集団一時帰国において、個人情報資料の紛失事故を起こした。事故の後処理及び一時帰国事業の個人情報取扱細則等、今後の改善のための処置をきちんと行ったが、責任の所在を明確化するために、常務理事並びに紛失した職員を訓告処分とした。

4. 訪問介護ステーション「寿星」の状況について

訪問介護ステーション「寿星」はこの2月に1周年を迎えた。実績はわずかで現在の利用者は5名、三鷹市2名、板橋区2名、武蔵野市1名であるが、周知されるに従い利用者も増えていくと考える。

一番の問題は、中国語で介護ができる二世三世のヘルパーが集められないということで、ヘルパー不足により訪問介護を他の事業所に回さざるを得なかったこともある。ヘルパー養成も含めて考えていく必要があると考えている。

5. 中国帰国者定着促進センターの閉所、中国帰国者支援・交流センターへの事業統合について

所沢の中国帰国者定着促進センターは、年々入所者が減少し、昨年度には宿泊棟を閉鎖し、研修棟を改造して宿泊機能を兼備していたが、年間数名の入所者、しかも来年度以降はその数名の目途も立たない状況で、これ以上施設を維持することは無理があることから、3月末をもって閉所になる。2月4日には最後の入所者が修了・退所した。

通信教育（遠隔学習支援）及び介護情報提供事業は、引き続き中国帰国者支援・交流センターに引き継がれる。新たな永住帰国者が出た場合はUR等の宿所を借り上げて支援・交流センターに通所の形で研修を実施する。その意味で、中国帰国者定着促進センターはなくなるが、事業は支援・交流センターに統合されることになる。

中国帰国者定着促進センター閉所、事業統合により、平成28年度の支援・交流センターの予算は平成27年度の中国帰国者定着促進センターと中国帰国者支援・交流センター合計の予算額の約6割となったことから、両センターの職員及び臨時職員の人員削減を行わざるを得ず、この年度末で職員・臨時職員の約半数が退職、雇い止めとなる。

苦しい時期もあったセンターの業務に長年一生懸命に勤務いただいた職員であるため大変辛いことであるが、中国帰国者定着促進センターがこれほど長い期間存続したことが想定外であったというのもまた事実であり、来るべき時が来たと考えなければならない。

3月7日には32年間続いた中国帰国者定着促進センターの閉所式を開催するので、ご都合がございましたら是非ご臨席を賜りたい。

なお、中国帰国者支援・交流センターは、事務室及び教室等が、これまで二つのビルに分かれて不便であったが、事務室としていた横川ビル立て替えの決定に伴い、事務室も教室等が入るカーニープレイス新御徒町ビルに平成28年2月に移転した。

6. 幹部職員の人事について

寿星 所長（管理者） 平成 28 年 1 月 31 日付 鶴原孝徳 退任
同 平成 28 年 2 月 1 日付 多和田博治 就任
中国帰国者定着促進センター所長事務代理
平成 28 年 3 月 31 日付 佐藤恵美子 退任

以上をもって第 18 回理事会の議案全部の審議を終了したので、議長は閉会を
宣し解散した。（閉会時間：午後 4 時 57 分）

上記の議事録が正確であることを証するため、出席した理事長及び監事は記名
押印する。

平成 28 年 3 月 8 日

公益財団法人 中国残留孤児援護基金

理 事 長

柴 岩 亨 

監 事

金田 亮男 

監 事

高橋 忠夫 